

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
第7条第1項に規定する説明書類

第1 府令第6条第1項1号に規定する法第4条および第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の「金融円滑化基本方針」に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

(金融円滑化基本方針)

1. 取組み方針

(1) 地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

(1) 態勢整備を図るために、理事会は本基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程を策定し、金融円滑化統括管理責任者を選任しております。

(2) お客さまへのきめ細かな経営改善支援を行うために、平成21年12月7日から、本部に経営改善支援グループを設置しております。

(3) お客さまの事業価値を見極める能力(目利き力)を向上させるために、人事部門は役職員に対し研修を実施しております。

(4) お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情相談等を受付けするために、平成 21 年 12 月 7 日から、本部および営業店に相談窓口を設置しております。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条および第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当金庫では、「金融円滑化管理方針」に則り、お客様からの資金繰り全般に関するご相談・ご要望や、住宅ローンをご利用いただいているお客様からの条件変更等に関するご相談・ご要望に迅速かつ適切に対応していくため、金融円滑化に関する責任者を本部および営業店に配置し、体制の整備を図っております。

1. 受付体制の整備

お客様からの貸付条件変更等に係るご相談やご要望、およびお申込み等に迅速に対応するため、営業店に「金融円滑化窓口」を設置しております。

2. 金融円滑化に関する責任者(本部・営業店)」の配置

お客様からの貸付条件変更等に係るご相談やご要望、およびお申込み等に適切に対応するため金融円滑化に関する責任者・担当者を本部および営業店に配置しております。

区分	名 称	担 当	役 割
本部	金融円滑化統括管理責任者	融資管理担当理事	金融円滑化全体の統括管理
	金融円滑化管理責任者	融資管理部長	融資に関する管理
			経営改善支援に関する管理 苦情相談受付に関する管理
営業店	金融円滑化責任者	支店長	営業店の統括
	金融円滑化担当者	代理・融資担当役 席・融資担当者	営業店の融資相談・苦情相談 の窓口

3. 貸付条件変更等に係る管理

- (1) お客様からの貸付条件変更等のお申込みにつきましては、営業店の融資担当者が正確かつ詳細に記録するとともに金融円滑化責任者(営業店長)に速やかに報告します。
- (2) 金融円滑化責任者(営業店長)は報告された内容を的確に捉え、適切な指示・指導を与えるほか、申込み状況や進捗状況を定期的にとりまとめ、本部の金融円滑化管理責任者へ報告します。
- (3) 金融円滑化管理責任者は各営業店からの報告を取りまとめ、金融円滑化および金融円滑化管理の状況について、営業店へ必要な指示・指導を行うほか、定期的に常務会へ報告します。

第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条および第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

1. 苦情相談窓口

貸付条件変更等に係るご質問や苦情相談等をお受けする「専用電話」を本部に設置しております。なお、お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。 羽後信用金庫 融資管理部 電話番号 0184(23)3000

2. 記録の作成・保存

苦情相談等については、その内容を適切に記録・保存いたします。また、当金庫全体で問題を共有して改善に努め、金融円滑化および金融円滑化管理を適切に行う体制としています。

第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

貸付条件変更等を実行した後も、金融円滑化管理部門と営業店が連携し、お客様の経営改善を支援してまいります。

1. お客様の経営相談・経営指導および経営改善計画の策定支援等に積極的に取り組みます。
2. お客様への継続的な訪問等を通じて計画の進捗状況の確認・検証を行い、計画の見直し等について適切な支援・助言等を行います。
3. きめ細かな経営相談、経営指導、経営改善計画の策定支援等を通じて積極的に企業・事業再生に取り組みます。
4. ビジネスマッチングやM&Aに関する情報等、当金庫の情報機能やネットワークを活用した支援に取り組みます。